

みんなで人権^{じんけん}を考える「つなぐ」 TUNAGU II

そのだ ひさこ

「TUNAGU II」とは

人と人、心と心をつなぐ、世界とつなぐ一人権尊重のまちづくりの一環として、さまざまな人権問題について市民の皆さんと共に考えます。

教科書^{きょうかしょ}に載^のって、
ちようど50年^{ねん}

日本社会で、教科書に「部落問題」が載せられたのは1972年のことである。江戸時代、ずっとつづいてきた部落差別を廃止する法律「解放令」を明治政府が発布したのは1871(明治4)年。それから101年後の1972年、まず、中学校、そして小学校の教科書に部落問題がようやく載せられた。1965年、「同和問題」は憲法に保障された基本的人権の侵害であるという「同和对策審議会答申」が出され、それにもとづいて1969年に「同和对策事業特別措置法」が制定された。そういう流れのなかでやっと部落問題の教科書記載が実現したのである。その記載をめぐって、ある「むら」(被差別部落)では夜を徹して議論がなされことをお聞きしたことがある。

一方では、教科書に載せ、差別を無くす教育を始めなければ部落差別は減っていかないという誰もが納得できる議論。だが他方では、江戸時代の賤称語をそのまま載せれば、子どもたちの差別的な発言が増えてしまうのではないかと、部落差別を受けてきた人たちの身が震えるほどの危惧。おそらく、こんなあちこちの「むら」の熱く懸命な議論を経て、教科書記載は実現している。

記載と同時に現場は授業をしなればならない。しかし、教材がほとんどなかった。部落の歴史を研究する研究者

も大変少ないという状況だった。そんなとき、「菜の花」、「牛のかたきうち」、「カンテラ」という「むら」の伝承話を絵本に著した作品が出版された。古文書を独学で読みほどこしていた松崎武敏さん(48年前、「福岡部落史研究会」、「福岡県人権研究所」を創った人の一人)によって書かれた絵本三部作は、教育現場にとって、とてもうれしい衝撃だった。

今年2022年は、教科書記載からちようど50年目の年にあたる。人権教育、なかでも部落差別をなくす教育はとこまで進んできたのだろうか。

特別措置法が失効して20年。現場の同和教育は地域ごとに格差を生み、じりじりと退いていっている現状ではないだろうか。原因の一つには10年余前から、教員免許を取得するための大学の「部落問題論・同和教育論」の必須枠がほとんど外されたことが原因であると思う。私もこの講義を幾つかの大学で担当してきたが、現在は一度もそういう講義を受講しないまま教員になれるシステムになっている。何も学ばないで豊かな人権教育など不可能だろう。

ただ、それだけではなく、部落問題をできれば避けたいという根深い忌避意識ももう一つの原因と考えている。「今も残る差別の現実をしっかりと見据え、熱と展望をもって教育と啓発に取り組むことが必要である」と節目の年に改めて思っている。

筑紫野市では

中学校社会科教科書に、初めて部落問題が記載されることを受けて、筑紫野市では1971年にPTAを対象に懇談会を行いました。

当時の懇談会は、学校で学んだことが家庭内で「大きくなったらわかる」「そんなことを言ったらいけない」など忌避的に、禁句的にとらえられるのではなく、親子で部落問題について考えてほしいという願いのもとに始まったのです。その後1974年の「実態調査」を通して、部落問題に対する市民啓発も課題であることが判明しました。その結果を受けて、市民懇談会を開催するようになり、現在に至っているのです。

筑紫野市人権尊重の
まちづくりスローガン

自分が人からされたり、
言われたりして、
いやなことは、
自分は人にしない、言わない

平成29年度筑紫野市総合教育会議にて、子どもにも大人にも理解でき、実践に移せるスローガンとして決議されました。